2　会社法の特例に係る技術的読替え

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正後の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「新法」という。）第二一条の二第一項及び第三項並びに第二一条の三第一項の規定により会社法の規定を適用又は準用する場合に係る技術的読替えを定めることとした。（第五条～第七条関係）

3　事業再構築等促進円滑化業務に係る所要の措置

(一)　事業再構築等促進円滑化業務の貸付け対象となる措置は、合併等を行い、かつ、事業革新又はこれに準ずるものを行うものとすることとした。

(二)　新法第二四条の三第一項に規定する事業再構築等促進円滑化業務が行われる場合における、株式会社日本政策金融公庫法施行令を適用する場合に係る読替えを定めることとした。

(三)　新法第二四条の五第一項第一号の政令で定める金融機関を、銀行等とすることとした。

(四)　新法第二四条の五第四項第一号の政令で定める法律を、農業協同組合法等とすることとした。

(五)　主務大臣が新法の規定に基づき指定等をしたときは、指定金融機関を所管する大臣へ通知するものとすることとした。（第一〇条～第一四条関係）

4　中小企業経営資源活用計画に係る特定許認可等

(一)　新法第三一条第三項の政令で定める許認可等（以下「特定許認可等」という。）を、旅館業法第三条第一項の規定による許可等とすることとした。

(二)　特定許認可等に係る行政庁は、当該特定許認可等をする根拠となる規定の趣旨を考慮して、新法第三一条第六項の同意のために必要な書類を定めることができるものとすることとした。

(三)　新法第三一条第一項の認定の申請を行う者が前号の規定により行政庁が書類を定めた特定許認可等に基づく地位を当該申請に係る中小企業経営資源活用計画に記載する場合には、当該申請書には、当該書類を添付しなければならないものとすることとした。

(四)　都道府県知事は、新法第三一条第六項の規定により特定許認可等をした行政庁に協議する場合においては、前号の規定により添付された書類を当該行政庁に送付しなければならないものとすることとした。（第一五条関係）

5　施行期日

この政令は、改正法の施行の日（平成二三年七月一日）から施行することとした。

◇戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令の一部を改正する政令（政令第一八八号）（厚生労働省）

1　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律の施行に伴い、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令について、都道府県が処理する事務に関する規定を整備することとした。

2　この政令は、平成二三年一〇月一日から施行することとした。

◇自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一八九号）（防衛省）

一　自衛隊法施行令の一部改正関係

航空総隊司令部に航空総隊副司令官を置くこととした。（第二八条の四関係）

二　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係

航空総隊副司令官の俸給の特別調整額を定めることとした。（別表第三関係）

三　この政令は、平成二三年七月一日から施行することとした。

◇防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一九〇号）（防衛省）

1　東日本大震災に際して、防衛省の職員が自衛隊法第八三条又は第八三条の三の規定による派遣を命ぜられた場合等における死体処理手当及び災害派遣等手当の支給額の特例を定めること等とした。

2　この政令は、公布の日から施行し、改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の規定は、平成二三年三月一一日から適用することとした。

◇スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一九一号）（内閣府本府）

1　スーダン国際平和協力隊を置く期間を平成二三年九月三〇日までとすることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災による特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定による事業報告書等の作成等の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令（政令第一九二号）（内閣府本府）

1　東日本大震災による特定非営利活動促進法第二八条第一項の規定による事業報告書等及び役員名簿等の作成及び備置きの義務並びに同法第二九条第一項の規定による事業報告書等、役員名簿等及び定款等の提出の義務の不履行について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の規定に基づき、免責に係る期限を平成二三年九月三〇日と定めることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災による公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二十一条第一項の規定による書類の作成等の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令（政令第一九三号）（内閣府本府）

1　東日本大震災による公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二一条第一項の規定による書類の作成等の義務の不履行について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の規定に基づき、免責に係る期限を平成二三年九月三〇日と定めることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災による医療法第八条の規定等による届出の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令（政令第一九四号）（厚生労働省）

1　東日本大震災による医療法第八条の規定等による届出の義務の不履行について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の規定に基づき、免責の期限を平成二三年六月三〇日から同年一二月三一日等に延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。